

令和6年度第2回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議（書面開催）

令和6年11月18日（月）

次 第

1 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫措置の完了と今後の対応について

<配布資料>

- 資料 1 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫措置の完了と今後の対応について
- 資料 2 鳥インフルエンザ防疫措置進捗状況
- 資料 3 防疫作業の状況
- 資料 4 野鳥監視重点区域の巡視状況について
- 資料 5 高病原性鳥インフルエンザの防疫従事者等への対応について

高病原性鳥インフルエンザの発生に関する防疫措置の完了と今後の対応について

1 防疫措置の内容と経過

- 11月10日(日)に、石巻市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されて以降、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、以下の防疫措置を行ってきた。

防疫措置項目	防疫措置の内容
	【石巻市】A農場、B農場(疫学関連農場)
(1) 殺処分	① 当初報告羽数 A農場 8鶏舎 約124,000羽(肉用鶏) B農場 6鶏舎 約48,000羽(肉用鶏) ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施期間 11/10(日)午前11時00分～11/12(火)午後11時05分 ◇殺処分羽数 A農場 約123,000羽 (速報値) B農場 約48,000羽 計約171,000羽 ◇殺処分した鶏や死亡鶏は、埋却処理
(2) 清掃・消毒	◇鶏舎の天井・壁面に逆性石けん噴霧 ◇農場内は、消石灰散布
(3) 汚染物品の処理	◇飼料は、埋却処理 ◇鶏舎内の糞、敷料は、消石灰散布・ビニールシート被覆を行い、発酵消毒による封じ込め処理(3か月間)

上記の防疫措置(1)～(3)をすべて実施し、11/16(土)午後5時に防疫措置が完了した。

2 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域について

- 防疫措置完了後、農林水産省と協議の上、下表のとおり制限区域を解除する。

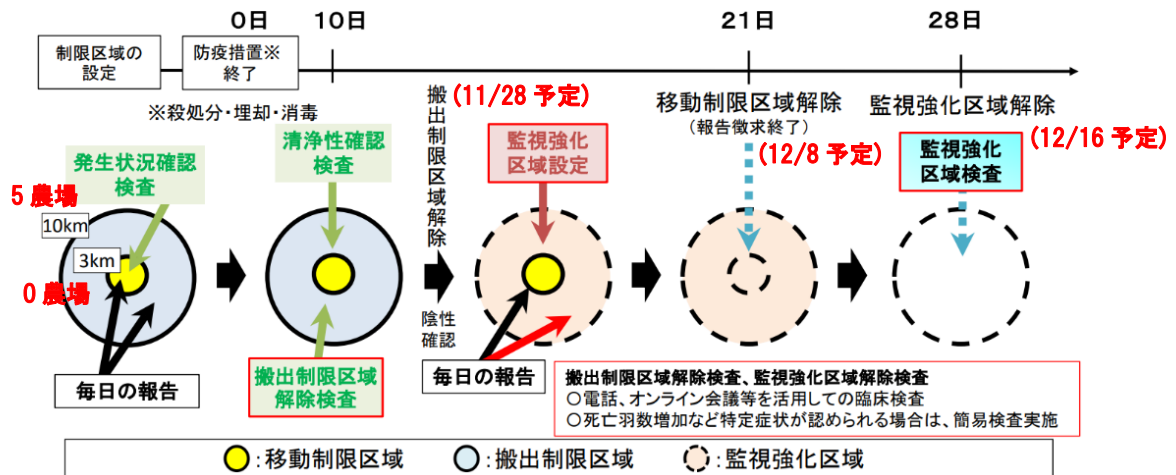
区域名	解除要件	解除予定日
搬出制限区域 (発生農場を中心とした半径3～10km圏内)	① 防疫措置完了から10日後に実施する清浄性確認検査で陰性を確認(本事例では移動制限区域内に農場がないため、陰性と同等の扱いとなる)。 ② 搬出制限区域解除検査(5戸対象)で陰性を確認。	11月28日(木) 午前0時
移動制限区域 (半径3km圏内)	③ ①かつ移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過。	12月8日(日) 午前0時
監視強化区域 (半径3kmまたは3～10km圏内)	④ 監視強化区域解除検査(5戸対象)で陰性を確認。 ⑤ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過。	12月16日(月) 午前0時

○ 各制限区域について

消毒ポイントについては、制限区域の解除に伴い、順次廃止する。

移動制限区域：以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域
 搬出制限区域：以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域
 監視強化区域：以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

①生きた家きん ②卵 ③死体 ④排せつ物 ⑤敷料等
 ※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。



3 今後の対応について

- 発生農場については、防疫措置完了後、概ね1週間間隔で2回の「消毒」を実施する。
- 防疫措置完了後、農林水産省と協議し、順次、「搬出制限区域」及び「移動制限区域」を解除し、消毒ポイントを廃止する。その後、「監視強化区域」を解除していく。
- 県内の養鶏事業者等に対しては、依然として鳥インフルエンザのリスクは存在することから、引き続き病原体侵入防止対策となる飼養衛生管理基準を徹底するよう注意喚起する。

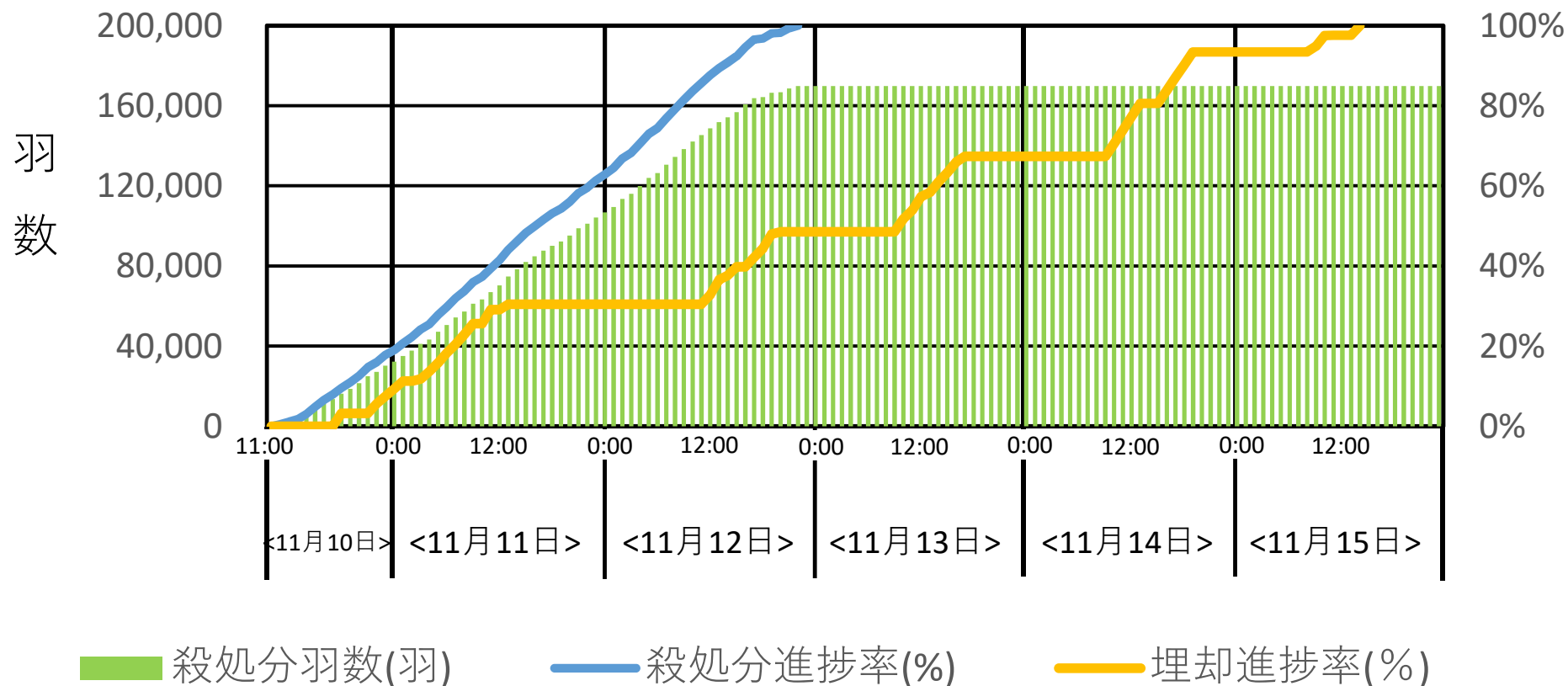
4 防疫措置の従事者数（速報値）

(従事した延べ人数)

民間団体	約510人 (うち一般社団法人宮城県建設業協会(約260人)、県内バス会社ほか)
県	県職員 約2,530人
	業務委託等 約1,490人
合計	約4,530人

資料2

鳥インフルエンザ防疫措置進捗状況



防疫作業の状況



写真 1 作業準備の様子



写真 2 殺処分作業の様子



写真 3 消毒後の鶏舎内の様子



写真 4 埋却作業の様子

令和6年11月18日
環境生活部

野鳥監視重点区域の巡視状況について

環境省が指定した発生農場から半径10km圏内の野鳥監視重点区域について、当該区域を所管する地方振興事務所等において監視強化を図るために巡視を実施している。

1 実施状況

- 11月10日（日） 環境省が野鳥監視重点区域を指定、同日県において巡視を実施
（16日（土）までに週3回実施）
- 11月17日（日） 防疫措置完了に伴う巡視を実施

2 巡視結果

- 11月17日17時現在、確認された異常個体は無し

3 今後の巡視

11月18日（月） ～11月23日（土）	週3回巡視
11月24日（日） ～12月14日（土）	週1回巡視
12月15日（日）	【異常がない場合】 野鳥監視重点区域解除

高病原性鳥インフルエンザの防疫従事者等への対応について

令和6年11月18日
保健福祉部

1 相談対応件数（保健所・支所）

- 防疫作業従事後に、感染症が疑われる体調不良者の相談対応について、防疫作業終了後10日間経過まで継続し対応を実施（民間従事者への対応も継続し実施）

全県			
防疫従事者		医療機関	一般県民
県職員	民間		
3	0	2	1

	石巻（発生地）				仙台市				塩釜				黒川				岩沼			
	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民
	県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間		
11/10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
11/14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

	大崎				栗原				登米				仙南				気仙沼			
	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民	防疫従事者		医療機関	一般県民
	県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間			県職員	民間		
11/10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/12	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
11/13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11/14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	

2 タミフル処方件数（保健所・支所）

- 希望する防疫従事者に対するタミフルの予防投与について、防疫作業終了まで継続し対応を実施

処方指示	配布									
	仙台市	石巻	仙南	塩釜	岩沼	黒川	大崎	栗原	登米	気仙沼
11/10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11/11	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
11/12	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
11/13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11/14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0